

令和7年10月15日

公 告 第 1175 号

東京都農林漁業団体健康保険組合

理 事 長



啓 太 郎

令和8年度・法第3条第4項の規定による被保険者のうち
第47条第二号該当者の標準報酬月額について

当健保組合の標記該当者にかかる標準報酬月額は、令和7年9月30日現在の当健保組合全被保険者の平均標準報酬月額（421,296円）に基づき、下記のとおり公告します。

記

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1. 標準報酬月額 | 410,000円 |
| 2. 適用期間 | 令和8年4月 1日より
令和9年3月31日まで |